

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年3月28日(2013.3.28)

【公表番号】特表2012-517299(P2012-517299A)

【公表日】平成24年8月2日(2012.8.2)

【年通号数】公開・登録公報2012-030

【出願番号】特願2011-549314(P2011-549314)

【国際特許分類】

A 43 B 17/06 (2006.01)

A 43 B 17/02 (2006.01)

【F I】

A 43 B 17/06

A 43 B 17/02

【手続補正書】

【提出日】平成25年2月7日(2013.2.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

固体表面上で歩行運動サイクルを行う付属肢を使用して移動運動を支援する装置であつて、

(a) 近位端、遠位端、上側表面、および下側表面を有して水平に延びる支持体と、

(b) 前記水平に延びる支持体の下方に配置され、前記水平に延びる支持体に機械的に接続された第1の平面状バネ板であり、近位端、遠位端、前記近位端と前記遠位端との間の外側側部、前記近位端と前記遠位端との間の内側側部、上側表面、および下側表面を有し、前記水平に延びる支持体の前記近位端とバネ板の前記近位端とが垂直方向に一定の距離だけ分離されているバネ板と、

(c) 前記バネ板の下方に配置され、前記バネ板に機械的に接続された腹側ピボットとを備えており、

前記腹側ピボットが、前記第1の平面状バネ板上の、歩行運動サイクルの第1部分の間に地面反力を受ける地点の遠位側の、前記第1の平面状バネ板の前記外側側部と前記内側側部との間に配置されている、装置。

【請求項2】

前記水平に延びる支持体と前記バネ板との間に配置され、前記水平に延びる支持体および前記バネ板の両方に機械的に接続された背側ピボットをさらに備え、前記背側ピボットが前記腹側ピボットの近位側に配置される、請求項1に記載の装置。

【請求項3】

前記クレードルの遠位端が、前記第1の平面状バネ板上の、前記歩行運動サイクルの第2部分の間に地面反力を受ける地点、好ましくは患者の足のあゆみ底の下方の地点に隣接する地点の近位側の、前記第1の平面状バネ板の上方の地点まで延びている、請求項1に記載の装置。

【請求項4】

前記装置が一個の履物内に保定されている、請求項1に記載の装置。

【請求項5】

前記水平に延びる支持体がヒトの足を受け入れるように構成されたクレードルを備えて

いる、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 6】

前記腹側ピボットの遠位側に位置する地点で前記第 1 の平面状バネ板の前記下側表面に取り付けられた 1 つまたは複数の爪先ピボットをさらに備えている、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 7】

第 1 の平面状バネ板の下方に配置された第 2 の平面状バネ板と、

前記第 2 のバネ板の下方に配置され、前記第 1 の平面状バネ板の下方に配置された前記腹側ピボットの近位側で前記第 2 の平面状バネ板に機械的に接続された第 2 の腹側ピボットと

をさらに備える、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 8】

前記第 1 の平面状バネ板の前記遠位端から遠位側に延びる平面状の前足部バネをさらに備えている、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 9】

(a) 近位端および遠位端を有して垂直に延びる支持体であって、前記遠位端が前記水平に延びる支持体の前記上側表面に機械的に接続されている、前記支持体か、又は、

(b) 前記垂直に延びる支持体の前記近位端に取り付けられてクラッチを形成するハンドル

のうちの 1 つの特徴をさらに備える、請求項 1 に記載の装置。

【請求項 10】

前記垂直に延びる支持体の前記近位端に取り付けられたブレースをさらに備え、前記ブレースが、水平に延び、かつ患者の膝下の脚の一部分を受け入れるように設計されており、

(a) 前記垂直に延びる支持体の前記遠位端に取り付けられて義足を形成する切断肢のレセプタクルか、又は

(b) 前記垂直に延びる支持体の前記近位端に取り付けられて短下肢装具を形成するハンドルまたはコネクタ

のうちの 1 つの追加的特徴を任意で備える、請求項 1 に記載の装置。